

広島県訓令
広島県議会議務局訓令
広島県選挙管理委員会訓令
広島県人事委員会訓令 第四号
広島県監査委員訓令
広島海区漁業調整委員会訓令
広島県公営企業管理規程

本庁
地方機関
地方議事務局
選挙管理委員会事務局
人事委員会事務局
監査委員事務局
労働委員会事務局
海区漁業調整委員会事務局
企業局本庁
企業局地方機関

広島県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年四月一日

広島県知事 藤田 雄山
広島県議会議長 林 正夫
広島県選挙管理委員会委員長 橋本 宗利
広島県人事委員会委員長 高 升 五十雄
広島県代表監査委員 加賀美 和 正
広島海区漁業調整委員会会長 山 本 正 直
広島県公営企業管理者 桂 木 弘 二

広島県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

広島県訓令
広島県議会議務局訓令
広島県選挙管理委員会訓令
広島県人事委員会訓令(第二号)の一部を次
広島県監査委員訓令
広島海区漁業調整委員会訓令
広島県公営企業管理規程

のように改正する。

受訓先中「公営企業部本庁」を「企業局本庁」に、「公営企業部地方機関」を「企業局地方機関」に改める。

第二条第一項第一号中「公営企業部の本庁(以下「公営企業部の本庁」という。)及び公

営企業部の地方機関（以下「公営企業部地方機関」を「企業局の本庁（以下「企業局本庁」という。）及び企業局の地方機関（以下「企業局地方機関」に改め、同項第二号アの表を次のように改める。

区		分	
部		職	
危機管理監		部の長	
都市局		危機管理監	
広島県行政組織規則第三条に規定する特別又は臨時の機関（以下この項において「特別な機関」という。）		都市技術総括監	
		特別な機関の長	

第二条第一項第二号イの表公営企業部本庁の項中「公営企業部本庁」を「企業局本庁」に、「公営企業部次長」を「企業局事務部長」に改め、同表公営企業部地方機関の項中「公営企業部地方機関」を「企業局地方機関」に改め、同条第二項中「総務部長」を「総務局長」に改める。

第三条第二項中「総務部総務管理局職員健康推進室長」を「総務局総務管理部人事課職員健康室長」に改め、同条第三項中「総務部長」を「総務局長」に改める。

第四条第二項第一号中「総務部長」を「総務局長」に改める。

第六条第一号中「総務部総務管理局长」を「総務局総務管理部長」に改める。

第七条第五項、第八条第三項、第五項及び第六項、第九条第四項並びに第十条第四項中「総務部長」を「総務局長」に改める。

第十一条第二項の表本庁等地域の項中「公営企業部本庁」を「企業局本庁」に、「公営企業部地方機関」を「企業局地方機関」に、「総務部総務管理局職員健康推進室」を「総務局総務管理部人事課」に、「総務部長」を「総務局長」に改め、同表病院等地域の項中「総務部長」を「総務局長」に改め、同表広島地域の項及び尾三地域の項中「公営企業部地方機関」を「企業局地方機関」に改め、同条第三項中「総務部長」を「総務局長」に改める。

第十三条第三項中「総務部長」を「総務局長」に改める。

第十五条第一項中「局」を「部、危機管理監及び都市局」に改める。

第十六条第二項、第十七条第五項及び第七項、第十八条第六項及び第八項、第二十条第二項、第二十一条第一項及び第三項、第二十二条、第二十四条第一項及び第三項、第二十五条第二項、第二十七条並びに第二十八条中「総務部長」を「総務局長」に改める。

別記様式第一号から別記様式第六号までの様式中「~~総務部長~~」を「~~総務局長~~」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。